

谷山第二地区

第4号

区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部
谷山区画整理事務所

TEL (代表)099-269-2111
(内線)314~318

谷山第二地区土地区画整理事業の現在の状況について

谷山第二地区土地区画整理事業につきましては、前回の区画整理だよりでもお知らせいたしましたとおり、現在、鉄道の高架化を実施するとした場合の課題の検討及び関係機関との協議・調整を行っています。

谷山第二地区につきましては、鉄道の高架化を前提として作業を行ってまいりましたが、鉄道の高架化の方針が決定されるにあたり、その方針にそった仮換地案を皆様にお示しする必要がありますので、その作業のため仮換地案の供覧が遅れているものです。

このような状況のなか、事業計画の内容につきましても、公共下水道の整備計画に基づく水路のルート変更や一部の区画街路・街区などについて見直しが生じてまいりました。また今年五月には、鹿児島県から県農業試験場跡地に設置が予定されている単位制高校の具体的な設置場所等、跡地の土地利用計画について要望書も出され事業計画を変更する必要があります。

そのため、今後の事業が円滑に進められますように現在、事業計画の変更の手續きや仮換地案の修正作業を進めているところです。

今後、鉄道の高架化についての方針を決定し、関連の整理が終わりましたら、土地区画整理審議会で審議をいただいた後、皆様方に仮換地案をご覧いただく予定でございます。

谷山第二地区土地区画整理事業の事業計画変更について

先に記述しましたが、谷山第二地区土地区画整理事業につきましては、その事業計画の変更をする必要が生じました。主な変更内容は、

I 施行期間

平成九年度～平成十六年度を平成九年度～平成十八年度へ二年間延伸

II 事業費

二百四十億円を二百四十九億円へ変更

III 設 計

- ① 西谷山小学校及び西谷山団地との連絡街路の追加
- ② 田辺第一踏切～田辺第二踏切間の区画街路の位置変更、及び特殊街路の追加
- ③ 現在の谷山中学校敷地への街区の追加
- ④ 現在の森永乳業工場跡地付近の街区の変更
- ⑤ 現在の県農業試験場付近の街区の変更、及び区画街路の廃止
- ⑥ 近隣公園の位置変更
- ⑦ 本庄踏切付近の区画街路の変更
- ⑧ 木之下川沿いの街区の変更
- ⑨ 公共下水道の整備計画に基づく水路のルート変更等がございました。

事業計画(変更)の縦覧について

事業計画の変更については、その内容を記載した図書を、二週間谷山区画整理事務所で関係者の皆様方に縦覧いたします。

なお、この変更計画について意見がある場合は縦覧期間満了の日の翌日から二週間以内に、鹿児島県知事に対して意見書を提出することができます。

事業計画(変更)の縦覧

◎期間

平成十一年九月十七日（金）から平成十一年九月三十日（木）まで

※土・日・祝日を含む

◎時間

午前八時三十分から午後五時まで

◎場所

鹿児島市役所谷山支所三階
谷山区画整理事務所内

建物及び工作物等調査について

谷山第二地区内の建物及び工作物等調査については、平成八年度から計画的に実施してまいりましたが、平成十一年度も地区内の建物及び工作物等の調査（約百六十戸）を実施する予定であり、これまでその一部を調査させていただきました。

この調査は、市が委託した専門の調査員が、皆様方のお宅にお伺いし、移転建物の間取り・構造・用途・材質等の建物調査や門・塀等の外部工作物調査、庭木・生け垣の立竹木調査及び建物所有者・占有者等の権利関係等の調査を行い、建物調査を作成するものです。

今後も、引き続き調査を実施する予定であり、建物等の中に立ち入らせていただくこととなりますが、調査員は鹿児島市が発行する身分証明書を携帯しておりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

建築行為等の制限について

土地区画整理事業施行区域内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築・改築・増築、または、移動が容易でない物件の設置・たい積等を行うときは、事前に許可を受けなければなりません。（土地区画整理法 第七十六条 建築行為等の制限）
具体的な取扱いにつきましては谷山区画整理事務所計画係におたずねください。

お願い

次のようなことがございましたら、直ちに谷山区画整理事務所計画係（鹿児島市役所谷山支所三階）までお届け下さい。

- 登記名義人が変わったとき。（登記簿謄本の写しを添付してください。）
- 住所を変更したとき。
- 代理人を定めたとき。
- 借地権の申告をするとき。（他人名義の土地に建物などを所有する人）

土地区画整理事業 Q & A

Q・土地区画整理事業において、事業計画で定められた減歩率と個々の減歩率は異なるのですか？

A・事業計画で定められた減歩率は、施行区域内の事業施行前の総宅地地積に対して、事業施行後の総宅地地積がどのような割合で変わるかを示した施行区域内全体での平均の値です。一方、個々の宅地の減歩率は、それぞれの宅地で整理前後の評価を行って計算される換地地積が、従前の宅地地積に対して減少した割合を示す値です。
したがって、平均減歩率と個々の宅地の減歩率は異なります。

単位制高校 Q & A

Q・県農業試験場跡地に単位制高校ができると聞きましたが、単位制高校とはどのような学校ですか。

A・この高校は平成十二年度には、定時制・通信制課程の単位制高校（『開陽高等学校』）として、鹿児島市下伊敷一丁目の旧ひかり学園跡地に開校し、平成十五年度に全日制課程を加えて、上福元町の県農業試験場跡地に移転する計画になっています。

これまでの学校では、学校が定めた学年ごとの教育課程や学級ごとの時間割にしたがって学習します。

『単位制高校』では、学年がなく、一人ひとりが自分の時間割を作って学習していきます。生徒は必修科目以外に自分の選択した科目を履修し、修得した単位を積み重ねていき、卒業に必要な単位数の八十単位を満たせば卒業の資格が得られます。

修業年限

3年以上（個人によって異なります。）

学 期

2学期制（前期四月一日から九月三十日まで・後期十月一日から翌年三月三十一日まで）

教育課程

開設されている全科目の中から、興味・関心・適性・進路等に応じて科目を選択し、学習します。

時 間 割

自分で作ります。

卒 業

通算して八十単位以上になれば卒業の資格が得られます。学年がないので留年がありません。

毎日の活動

自分がつくった時間割にしたがって、登校・学習し、下校します。

そ の 他

地域の方々にも教養・文化・スポーツ面等において学校の施設が利用できるようにする生涯学習講座を開講の予定です。

今後の事業の流れ

